

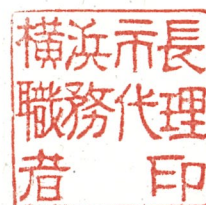
市 人 第 627 号
令和 8 年 10 月 8 日

横浜市いじめ問題調査委員会

委員長 松原 康雄 様

横浜市長職務代理者

横浜市の市長 平原 敏英



横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（諮問）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について、次の事項を諮問します。

1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について

（諮問理由）

令和 8 年 7 月 31 日に教育長から報告を受けた、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果（令和 8 年 3 月分）のうち、小学校の一事案について、令和 8 年 8 月 10 日付けで教育長から市長あてに当該児童側の所見（令和 8 年 8 月 3 日付）が送付されました。

つきましては、本事案について、横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性について、横浜市いじめ問題調査委員会の意見を求めます。

担当 横浜市市民局人権課 阿部、平沢

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電 話 045-671-2718

F A X 045-681-5453